

# 障害者福祉のしおり（令和5年4月1日現在）

糸魚川市福祉事務所

## 目次

- 1 相談窓口
  - (1) 福祉事務所および能生・青海事務所
  - (2) 相談支援事業所
- 2 身体障害者手帳
- 3 難病等への支援
- 4 医療
  - (1) 県障医療
  - (2) 自立支援医療（更生医療）の給付
  - (3) 後期高齢者医療制度
- 5 補装具費の支給
- 6 障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用
  - (1) 訪問系サービス
  - (2) 日中活動系サービス
  - (3) 居住系サービス
  - (4) 相談系サービス
- 7 地域生活支援事業について
  - (1) 日常生活用具の給付
  - (2) 移動支援事業
  - (3) 意思疎通支援事業
- 8 住宅整備補助事業
- 9 在宅介護応援りほーむ事業
- 10 公共料金等の割引
  - (1) 旅客鉄道運賃の割引（JR路線・トキめき鉄道路線）
  - (2) 旅客船運賃の割引
  - (3) バス運賃の割引
  - (4) 航空運賃の割引
  - (5) タクシー・ハイヤー運賃の割引
  - (6) 糸魚川市障害者交通費助成
  - (7) 糸魚川市高齢者・障害者おでかけバス事業
  - (8) NHK放送受信料の減免
  - (9) 携帯電話の割引
- 11 社会参加・自動車
  - (1) 駐車禁止除外指定車標章の交付
  - (2) 新潟県おもいやり駐車場
  - (3) 有料道路通行料金の割引

12 優遇税制の概要

- (1) 住民税の非課税
- (2) 所得税・住民税の所得控除
- (3) その他の税

13 各種年金

14 地域における防災対策について

15 その他

- (1) NTT電話番号案内の無料取り扱い
- (2) 市公共施設利用の割引
- (3) 緊急通報装置の貸与
- (4) 屋根雪除雪等費用助成事業
- (5) ヘルプカード

16 市内で活動する障害者団体・ボランティア団体について

17 主な問合先

## 1 相談窓口

### (1) 福祉事務所および能生・青海事務所

障害を持つ人が、日々の生活において、必要とされるサービスを充実させるとともに、障害者一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供し、障害者が自立した生活を送るための支援を行います。

○相談・受付内容

- ・障害者の日常生活における福祉相談、福祉サービスの利用相談等
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請等
- ・各種福祉制度の申請、交付等

### (2) 相談支援事業所

障害を持つ方々の生活が、より充実するための相談を受け付けています。

#### 地域生活支援センター こまくさ

○住所 糸魚川市南寺町1丁目1番6号 こころの総合ケアセンター 2階

○電話番号 553-2318

○開館時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00

○休日 日曜日、祝日、年末年始（12月30日、31日、1月1日～3日）

#### 障害者相談支援事業所 エスポアールはやかわ

○住所 糸魚川市大字梶屋敷915

○電話番号 550-2015

○開館時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

○休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日、31日、1月1日～3日）

#### 相談支援センター みずほ

○住所 糸魚川市大字水保1728

○電話番号 552-8100

○開館時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

○休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日、1月1日～3日）

## 2 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、同法の適用者である証となり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等による各種の福祉サービスを受ける際に必要なもので、障害種別、障害等級1～6級に分かれています。

○手続き方法

①手帳を新しく交付するとき

県指定医師による診断書（部位の診断書も添付）、写真1枚（縦4cm×横3cm）、印鑑、マイナンバーカードをお持ちの上、窓口までお越しください。

②氏名、住所が変更となったとき

手帳、印鑑、マイナンバーカードをお持ちの上、窓口までお越しください。

③障害程度の変更、別の障害を追加するとき

手帳、印鑑、写真、診断書、マイナンバーカードをお持ちの上、窓口までお越しください。

④紛失や破損などにより再交付したいとき

手帳（破損の場合）、印鑑、写真、マイナンバーカードをお持ちの上、窓口までお越しください。

⑤転入、転出するとき

転出の場合は、手続き不要です。転入先の市町村で手続きしてください。

○申請窓口 市役所福祉事務所、能生・青海事務所の各窓口

### 3 難病等への支援

平成25年の障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービス等の利用対象者の範囲に

「難病患者等」が追加となりました。

ご利用になる場合は、対象となる331の疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証）を窓口に持参して申請をしてください。

その後、障害支援区分の調査や認定等を行い、利用が可能となります。

詳しくは窓口へお問い合わせください。

### 4 医療

#### （1）県障医療

重度心身障害者の医療費・薬剤費自己負担額を助成し、経済的負担を軽減します。

○対象者 身体障害者手帳1・2・3級の所持者

○自己負担

・通院は530円（月の初回から4回目まで負担）

・入院は1日につき1,200円

・訪問看護は利用した1日につき250円

※その日の自己負担額が530円に満たない場合は、請求額を負担していただきます。

※薬局での支払いは、無料となります。

※保険外診療については対象外となります。

○手続き

・身体障害者手帳、印鑑、健康保険証、マイナンバーカードなどを添えて申請してください。受給者証をお渡しいたします。

・受診時に医療機関、調剤薬局の窓口で受給者証を提示してください。

※県外の病院等で受診された場合は、先にお支払いいただき、後で返還いたします。領収書、印鑑及び振込み先がわかるものをご持参ください。

○申請窓口 市役所福祉事務所、能生・青海事務所の各窓口

○入院時食事（生活）療養費標準負担額について

保険者から標準負担額減額認定証の交付を受けている場合は、入院時の食事代が軽減されます。

○その他

・所得制限があります。本人または扶養義務者（同一世帯親族）の所得が限度額を超えた場合、一定の期間、助成停止となります。

・受給者証の有効期限は認定日から次の8月末までで、原則1年更新です。

- ・更新については、毎年、市で世帯の前年所得を調査し、所得限度額を超えない人には更新された受給者証を、限度額を超えた人には助成停止通知書を、8月中に送付します。
- ・住所、保険証などに変更があった場合は速やかに届け出てください。
- ・糸魚川市から他の市町村へ転出する場合は、受給者証をお返しください。

## (2) 自立支援医療（更生医療）の給付

医療費の自己負担額を軽減する医療制度で、身体障害者の日常生活を容易にし、職業能力を増進すること、その障害を除去または軽減することを目的とし、必要な医療を給付します。

### ○自己負担額

世帯（同じ医療保険に加入している家族）の所得に応じて、利用者負担額を決定します。金額については、詳しくは窓口までお問い合わせください。

### ○対象者

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

※18歳未満の児童は、自立支援医療（育成医療）が給付されます。

### ○給付対象となる医療内容

角膜移植術、白内障手術などが対象となります。

### ○申請窓口 市役所福祉事務所、能生・青海事務所の各窓口

### ○手続き

印鑑、指定医療機関の医師が作成した意見書、非課税世帯の場合は収入が確認できるもの、健康保険証、マイナンバーカードを添えて申請してください。

### ○その他

医療機関、治療内容が定められています。また、保険その他の制度が優先するため、あらかじめ相談が必要です。

## (3) 後期高齢者医療制度

75歳以上の方が対象ですが、心身障害者の一部の方は、65歳から制度を受けることができます。

### ○対象者

65歳以上的心身障害者で身体障害者手帳1・2・3級と4級の一部所持者

### ○自己負担

- ・住民税課税世帯：1割負担
- ・住民税課税世帯のうち一定以上の所得がある方：2割負担
- ・現役並みに所得がある方：3割負担

### ○手続き

身体障害者手帳、印鑑、健康保険証、マイナンバーカードなどを添えて申請してください。

### ○申請窓口 市役所健康増進課

## 5 補装具費の支給

身体上、失われた部位や損傷のある部分を補って、日常生活や職業活動を可能にするために補装具費（購入費、修理費）を支給します。障害の状況に応じて交付するため、あらかじめご相談ください。

## ○対象者　身体障害者手帳所持者および難病等患者

※労働災害が原因で手帳の交付を受けた方は労働基準監督署でご相談ください。

※補装具を医療機関の指示で購入された方は各健康保険窓口でご相談ください。

## ○利用者負担

1割の定率負担となります。本人及び配偶者の所得に応じて負担上限額を設定しています。

また、障害福祉サービス等の利用料が世帯の基準額を超えた場合、福祉サービス等給付費等の対象となる場合があります。

金額については、詳しくは窓口にお問い合わせください。

## ○手続き方法

身体障害者手帳、印鑑、補装具処方意見書（県の指定医師作成）、見積書、マイナンバーカードなどを添えて申請となります。

## ○その他

・原則、1品目1回の支給です。

・補装具の種類や交付された人の成長によって、耐用年数が決められている品目では耐用年数経過後の再交付も可能です。

## ○交付・修理できる主な補装具

盲人安全つえ、義眼、コンタクトレンズ、眼鏡（矯正・遮光・弱視用）が対象となります。

# 6 障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスを利用するためには、事前に申請などの手続きが必要です。まずは、市役所福祉事務所（または能生・青海事務所）または相談支援事業所にご相談ください。

## ○対象者

障害のある方で、かつ日常生活を営むのに支障があり、障害福祉サービスを必要とする方

※介護保険制度の対象者は、原則として介護保険のサービス利用が優先されます。

## ○サービス利用までの流れ

①相談・利用申請・計画相談申請

②認定調査

③判定

④障害支援区分認定審査会において、区分認定

⑤サービス等利用計画案作成

⑥支給決定（受給者証発行）

⑦サービス利用開始（事業所と契約）

## ○利用者負担

1割負担となります。本人及び配偶者の所得に応じて負担上限額を設定しています。金額については、詳しくは窓口までお問い合わせください。

## ◆障害福祉サービスの種類

#### (1) 訪問系サービス

##### ○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

##### ○同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

##### ○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### (2) 日中活動系サービス

##### ○生活介護（デイサービス）

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### (3) 居住系サービス

##### ○施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

なお、入所希望者は、福祉事務所へ申請することで入所の待機をすることができます。待機している方は、上越圏域（上越市、妙高市、糸魚川市）の入所調整会議で、緊急度の高い方から入所が決定します。

##### ○共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### (4) 相談系サービス

##### ○計画相談支援

障害のある方が、障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。なお、相談系サービスは、利用者負担はありません。

## 7 地域生活支援事業について

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域や利用者の実情に応じて、障害者の地域生活を支える事業を行います。

サービスを利用する場合は、事前に申請が必要です。福祉事務所にお問い合わせください。

#### (1) 日常生活用具の給付

重度障害者(児)が、日常生活上の不便を解消し、自立した生活を営むことを容易にするために日常生活用具の給付を行います。

##### ○対象者

重度身体障害児、身体障害者手帳を受けている重度身体障害者、難病等患者のうち、原則在宅者に限る。（一部の用具は、施設入所者も給付対象となる。）

##### ○利用者負担

1割負担となります。本人及び配偶者の所得に応じて一定の月額負担上限額を設定してい

ます。金額については、詳しくは窓口までお問い合わせください。

○手続き

身体障害者手帳（所持者）、見積書、印鑑などを添えて申請してください。

※介護保険の対象品目は、介護保険が優先となります。

○給付できる日常生活用具

■自立生活支援用具

①火災警報機

・対象者 障害等級2級以上（火災発生の感知・避難が困難な障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯）

・性能 室内の火災を煙または熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせえるもの

・基準額 15,500円（1個のみ）

・耐用年数 8年

②自動消火器

・対象者 障害等級2級以上（火災発生の感知・避難が困難な障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯）

・性能 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化しえるもの

・基準額 28,700円

・耐用年数 8年

③電磁調理器（者のみ）

・対象者 視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

・性能 障害者が容易に使用しえるもの

・基準額 41,000円

・耐用年数 6年

④歩行時間延長信号機用小型送信機

・対象者 視覚障害2級以上 児童の場合は同等級で原則学齢児以上

・性能 視覚障害者（児）が容易に使用しえるもの

・基準額 7,000円

・耐用年数 10年

⑤視覚障害者用電子式歩行補助具

・対象者 視覚障害2級以上 児童の場合は同等級で原則学齢児以上

・性能 超音波、レーザー光線等を利用して、物体までの距離を音又は振動で伝達するものであって、視覚障害者の歩行補助具として実用性に優れ、容易に使用しえるもの

・基準額 81,000円

・耐用年数 5年

■在宅療養等支援用具

①視覚障害者用体温計

・対象者 視覚障害2級以上 ただし、児童の場合は同等級で原則学齢児以上

・性能 視覚障害者（児）が容易に使用しえるもの

・基準額 9,000円

・耐用年数 5年

②視覚障害者用体重計（者のみ）

・対象者 視覚障害2級以上

・性能 視覚障害者が容易に使用しえるもの

・基準額 18,000 円

・耐用年数 5 年

③視覚障害者用血圧計（者のみ）

・対象者 視覚障害 2 級以上

・性能 視覚障害者が容易に使用しえるもの

・基準額 9,500 円

・耐用年数 5 年

■情報・意思疎通支援用具

①情報・通信支援用具（障害者用パソコン用周辺機器及びソフト）

・対象者 視覚障害 2 級以上、児童の場合は同等級で原則学齢児以上（パソコンの使用により社会参加が見込まれ、周辺機器を使用しなければパソコンの利用が困難な人）

・性能 パソコンを操作する際に、その障害があるために必要となる周辺機器、画面を読み上げるソフト、音声入力ソフト、入力補助ソフト等

・基準額 100,000 円

・耐用年数 5 年（購入状況により、耐用年数以内での給付も可能）

②点字ディスプレイ

・対象者 視覚障害 2 級以上の身体障害者であって必要と認められる者

・性能 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことの出来るもの

・基準額 383,500 円

・耐用年数 6 年

③点字器

・対象者 視覚障害 2 級以上

・基準額 10,800 円

・耐用年数 7 年

④点字タイプライター

・対象者 視覚障害 2 級以上の者で、本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る

・性能 視覚障害者（児）が容易に使用しえるもの

・基準額 63,100 円

・耐用年数 5 年

⑤視覚障害者用ポータブルレコーダー

・対象者 視覚障害 2 級以上の者ただし、児童の場合は同等級で原則学齢児以上。

・性能 音声により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用しえるもの

・基準額 録音再生機 89,800 円、再生専用機 48,000 円

・耐用年数 6 年

⑥視覚障害者用活字文書読上げ装置

・対象者 視覚障害 2 級以上の者ただし、児童の場合は同等級で原則学齢児以上。

・性能 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報（SP コード）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用しえるもの

・基準額 115,000 円

- ・耐用年数 6年
- ⑦視覚障害者用拡大読書器
  - ・対象者 視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者ただし、児童の場合は原則学齢児以上。
  - ・性能 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
  - ・基準額 198,000円
- ・耐用年数 8年
- ⑧視覚障害者用時計（者のみ）
  - ・対象者 視覚障害2級以上
  - ・性能 視覚障害者が容易に使用しえるもの
  - ・基準額 13,300円
  - ・耐用年数 10年
- ⑨視覚障害者用ラジオ
  - ・対象者 視覚障害3級以上の身体障害者であって必要と認められる者
  - ・性能 地上デジタル放送に対応し、視覚障害者が容易に使用できるよう配慮されたもの
  - ・基準額 29,000円
  - ・耐用年数 6年

#### ■点字図書

- ・対象者 視覚障害者
- ・基準額 一般図書との差額

### （2）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者が、主に社会参加や余暇活動を行うための外出時にヘルパーを派遣します。

- 対象者 1人では、屋外の移動が困難な障害者

- 利用できる事業所

- ・糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ 550-1025
- ・あ・うんの心 ホームヘルパーステーション 552-5297
- ・㈱カネタ建設 ライフケアおれんじ 553-1122

- 利用料金

1割の負担となりますが、本人及び配偶者の所得に応じて月額上限額を設定しています。金額については、詳しくは窓口にお問い合わせください。

### （3）意思疎通支援事業

視覚に障害のある人へ図書等の音声訳を行う「対面朗読」を糸魚川市民図書館で実施しています。

- 利用料 無料

- 申し込み 福祉事務所へお申し込みください。

## 8 住宅整備補助事業

障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、住宅を障害者の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費の一部を助成します。

\*助成を受けたい場合は、事前に申請が必要です。改修の内容によっては受けられない場合もあり

ますので、事前に福祉事務所へご相談ください。

- 対象者 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人  
※ただし、対象者の属する世帯の前年の収入の合計が600万円未満の人
- 助成額 補助基準上限額 500,000円  
工事費がこれを下回った場合はその金額が補助基準額となります。
- 補助率 生活保護世帯・・・・全額  
所得税非課税世帯・・・3/4  
その他の世帯・・・・1/2

## 9 在宅介護応援りほーむ事業

在宅での介護を応援するために、障害者が住み慣れた住宅で過ごせるよう、身体の状況に応じたものに改修する際、その工事費の一部を補助します。

- 対象者 在宅で生活する、身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳A判定を所持している人
- 補助額 補助対象工事費（消費税含む）の3分の1以内（限度額30万円）  
工事費が50万円以上となる工事が該当になります。
- その他 補助を受ける場合は、事前に申請が必要です。  
詳しくは福祉事務所にご相談ください。

## 10 公共料金等の割引

### (1) 旅客鉄道運賃の割引

#### ① JR路線

- 利用できる人及び内容

##### [第1種身体障害者]

- ・単独で片道100kmを超えて利用する場合、本人の普通乗車券
- ・介護人と共に利用する場合（キロ数の制限なし）、本人及び介護人の普通乗車券
- ・介護人と共に利用する場合、本人及び介護人の定期乗車券
- ・介護人と共に利用する場合、本人及び介護人の普通回数乗車券
- ・介護人と共に利用する場合、本人及び介護人の普通急行券

##### [第2種身体障害者]

- ・単独で片道100kmを超えて利用する場合、本人の普通乗車券
  - ・12歳未満の小児が介護人と共に利用する場合、本人及び介護人の定期乗車券
- （注意）  
・割引となる介護人は障害者1人に対し、1人までです。  
・割引にならない路線もありますので、詳しくはJR各駅に問い合わせください。

- 割引率 運賃の50%

- 購入方法 各駅の乗車券発売窓口に、身体障害者手帳を提示してください。

- 窓口 JR各駅

- お問い合わせ JR糸魚川駅 TEL. 552-0726

#### ②えちごトキめき鉄道路線

○利用できる人及び内容

- ・第1種身体障害者 本人及び介護人1名の運賃
- ・第2種身体障害者 本人の運賃

○利用できる範囲 えちごトキめき鉄道の運行範囲（市振駅から妙高高原駅の区間）

○割引率 運賃の50%

○その他

- ・富山県の「あいの風とやま鉄道」でも割引を受けられます。詳しくは最寄りの駅へお問い合わせください。
- ・自動券売機のない無人駅からご乗車の場合は、車内の車掌からお求めいただくなか、下車時に改札係員または乗務員に手帳をご提示し、運賃をお支払いください。

○お問い合わせ及び窓口 えちごトキめき鉄道株式会社 TEL. 546-5520

## (2) 旅客船運賃の割引

○利用できる人及び内容

[第1種身体障害者]

- ・単独で利用する場合、本人が対象
- ・介護人と共に利用する場合、本人及び介護人の運賃

[第2種身体障害者]

- ・単独で利用する場合、本人が対象

○割引率 運賃の50%

○購入方法及び窓口 乗船券発売窓口で身体障害者手帳を提示してください。

## (3) バス運賃の割引

○利用できる人及び内容

- ・単独で利用する場合、本人の普通乗車券運賃
- ・介護人と共に利用する場合、本人及び介護人の普通乗車券運賃
- ・単独で利用する場合、本人の定期乗車券運賃
- ・介護人と共に利用する場合、本人及び介護人の定期乗車券運賃

○割引率 普通乗車券 50% 定期乗車券 30%

○利用方法

- ・現金乗車、バスカード利用の場合は、料金支払時に身体障害者手帳を提示してください。
- ・割引の計算は、バス事業者によって異なる場合があります（10円未満は切り上げです）。
- ・12歳未満の児童の定期乗車券は割引の対象となりません。
- ・介護人は、バス事業者が必要と認めた場合に限り割引となります。
- ・高速バス運賃も割引を受けられる場合があります。詳しくはバス会社に問い合わせてください。

○窓口 定期バス利用窓口、バス運転手

## (4) 航空運賃の割引

○利用できる人及び内容

[第1種身体障害者]

- ・単独で利用する場合、本人の運賃を25%割引
- ・介護人と共に利用する場合、本人及び介護人の運賃を25%割引

[第2種身体障害者で視覚障害4級の2]

- ・単独で利用する場合、本人の運賃を25%割引

○割引率 25%（各航空会社にお問い合わせください）

## ○利用方法

- ・航空券販売窓口で手帳を提示して航空券を購入してください。
- ・割引にならない路線もありますので、詳しくは航空会社に問い合わせください。

○窓口 航空券販売窓口

## (5) タクシー・ハイヤー運賃の割引

○対象者 身体障害者手帳の交付を受けている人

○割引率 10%

○利用方法 料金支払い時に、身体障害者手帳を提示してください。

(注意) ※割引を実施していない事業者もありますので、詳しくはタクシー会社に問い合わせください。

○窓口 県内タクシー会社

## (6) 糸魚川市障害者交通費助成

在宅の障害者に対して社会参加促進と経済的負担の軽減を図るために、交通費を助成します。

○対象者 身体障害者手帳1、2級、3級の所持者

\*高齢者・障害者おでかけバス事業を利用する場合は、対象外です。

○助成の種類 タクシー利用券 1冊 1枚500円の利用券15枚

燃料費助成券 1冊 1枚500円の利用券15枚

\*限度額以内であれば、上記を組み合わせて支給することもできます。

○助成額 年額15,000円

\*10月1日以降に申請のあった場合は、7,500円を助成限度とします。

## ○利用方法

### ①タクシー利用券の場合

- ・糸魚川市内のタクシー会社、富山県の黒東自動車商会、入善タクシー、丸善交通で利用できます。
- ・降車時に手帳を提示して利用券をお渡しください。一回の乗車で複数枚使用もできます。

### ②燃料費助成券の場合

- ・市で指定する市内に本社または営業所のあるガソリンスタンドで利用できます。
- ・手帳を提示して利用券を渡してください。一回で複数枚使用もできます。

○手続き 身体障害者手帳、印鑑を添えて申請してください。

○申請窓口 市役所福祉事務所、能生・青海事務所の各窓口

## (7) 糸魚川市高齢者・障害者おでかけバス事業

路線バスの割引定期券「高齢者・障害者おでかけバス」の購入費用の一部を負担することにより、在宅の高齢者や障害のある人の外出を支援します。

## ○乗り放題となる路線

- ・糸魚川バスが運行する市内の路線（※糸魚川～蓮華温泉線は対象外です。）
- ・頸城自動車が運行する能生～労災病院線

## ○定期券の種類と自己負担額

- ・ 6か月定期券・・・3,000円
  - ・ 1か月定期券・・・500円
- ※ 期間は、購入した日からとなります。
- ※ 6か月定期券は額面5,660円のところ、市が2,660円を負担します。  
1か月定期券の額面は、1,030円ところ、市が530円を負担します。

○販売場所

- ・糸魚川バス（株）本社営業所（寺町2-9-12）TEL：552-0180
- ・ヒスイ王国館内 観光案内所（大町1-7-10）TEL：553-1785
- ・能生生涯学習センター（能生1941-2）TEL：566-3111
- ・糸魚川市社会福祉協議会（ビーチホールまがたま内 寺町4-3-1）TEL：552-7700
- ・ひまわり作業所（青海総合福祉会館ふれあい内 田海605）TEL：562-1256

○購入時にお持ちいただくもの

- ・印鑑、身体障害者手帳
- ※ 代理の人でも購入できます。その際お持ちいただきたいものは、  
 ① 代理の方の印鑑・代理の方の運転免許証等（代理の方の身分証明）  
 ② 対象者の保険証・身体障害者手帳

**(8) NHK放送受信料の減免**

○減免内容

- ・全額免除 障害者の方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
- ・半額免除 視覚障害者の方が世帯主で受信契約の場合

○手続き方法 障害者手帳と印鑑をお持ちの上、窓口までお越しください。

○申請窓口 市役所福祉事務所、能生・青海事務所の各窓口

**(9) 携帯電話の割引**

身体障害者手帳所持者で携帯電話を利用している人は、基本使用料等の割引を受けることができます。詳しくは、各携帯電話会社の窓口にお問い合わせください。

## 11 社会参加・自動車

**(1) 駐車禁止除外指定車標章の交付**

障害がある人で自動車を運転又は同乗する場合、公安委員会が指定した場所及び時間に駐車が出来ます。

○標章が交付される人

視覚障害者で障害等級が1級～3級、4級の1

○手続きに必要なもの

- ・申請書（警察署にあります）
- ・身体障害者手帳

- ・住民票抄本（本籍が明記されているもの・3か月以内に交付されたもの）
- ・印鑑

※ 障害者本人以外の方が代理申請する場合には、申請資格や必要書類がありますので、管轄する警察署の交通課に事前に問い合わせください。

○窓口 警察署交通課

## （2）新潟県おもいやり駐車場

公共施設やショッピングセンターなどにある車いすマークの駐車場スペースに、障害者など歩行が困難な方がそのスペースを利用できるように、利用証を交付する制度です。

- 対象者 視覚障害者で身体障害者手帳が4級以上の方
- 手続きに必要なもの 身体障害者手帳
- 申請窓口 市役所福祉事務所、能生・青海事務所の各窓口

## （3）有料道路通行料金の割引

国内の有料道路を通行する場合には、通行料金が割引になります。

○対象

- ・本人運転 身体障害者手帳の交付を受けており、障害者本人またはその親族等が所有している自動車1台
- ・介護者運転 身体障害者手帳「第1種」の交付を受けており、障害者本人またはその親族等が所有している自動車1台、または障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有している自動車1台

※いずれも、「事業用」自動車や、法人等が所有している自動車は対象となりません。

○割引率 50%

○利用方法

- ・ETCを利用しない場合

通行料金を支払うときに福祉事務所で証明を受けた手帳を提示してください。

※令和5年3月27日より、現金のレーンに限り、自動車の事前登録をせずに、手帳の提示のみで、知人等の車での割引となる制度が開始されました。（本制度をご利用の方は、ETC利用登録はできません。）

- ・ETCを利用する場合

事前にETC利用登録されたETCカードを、手帳に記載された自動車に取り付けたETC車載器に挿入して通行してください。

○手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・自動車検査証（車検証）
- ・運転免許証（障害者本人が運転される場合のみ）
- ・ETCカード（ETC利用者のみ、障害者の方名義のカード）
- ・ETC車載器セットアップ証明書（ETC利用者のみ）

※有効期間は2年間です。更新の場合、2カ月前から手続きができます。

○申請窓口 市役所福祉事務所、能生・青海事務所の各窓口

## 12 優遇税制の概要

障害者の生活基盤確立のため、各種税法上の優遇措置が設けられています。

### (1) 住民税の非課税

身体障害者手帳の交付を受けている人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人には、住民税が課税されません。

○窓口 市役所市民課

### (2) 所得税・住民税の所得控除

障害者本人が納税義務者、または納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合、課税対象となる所得額から次の額の控除が受けられます。

○控除内容

- |            |   |
|------------|---|
| ①障害者控除     | 身体障害者手帳3級～6級の交付を受けている人  |
| ②特別障害者控除   | 身体障害者手帳1級～2級の交付を受けている人  |
| ③同居特別障害者控除 | 控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合 |

○窓口 所得税は糸魚川税務署、住民税は市民課

### (3) その他の税

○事業税

- ・重度の視覚障害者（両眼の視力が0.06以下の人）があんま、はり、きゅう等の医業に類する事業を営む場合、事業税の課税対象となりません。
- ・窓口 糸魚川地域振興局県税部

○相続税

- ・障害者が相続または遺贈により財産を取得した場合に、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害のときは20万円）が障害者控除として相続税額から差引かれます。
- ・窓口 糸魚川税務署

○自動車税、自動車取得税、軽自動車税

- ・一定要件に該当する身体障害者が車を所有する場合に、自動車税、自動車取得税、軽自動車税が減免されます。
- ・窓口 自動車税、自動車取得税は糸魚川地域振興局県税部  
軽自動車税は市民課

## 13 各種年金

障害者の生活基盤を確立するために各種年金制度があります。

○障害基礎年金

- ・国民年金加入中（20～65歳）に年金の障害等級に該当する程度の障害状態となった人（20歳前に一定の障害状態となっても支給対象となります）
- ・窓口 市役所市民課住民係

○障害厚生年金

- ・厚生年金保険加入中に年金の障害等級に該当する程度の障害状態となった人（障害基礎年金該当者には上乗せ受給も可能）

- ・窓口 年金事務所

## 14 地域における防災対策について

水害や地震などの災害の被害を最小限に止めるには、ご本人やその家族の方、また、地域の方々が災害に対する知識や心構えを身につけておくとともに、日ごろの備えをしていただくことが、いざというときの的確な行動に結びつくものと考えます。

### ■地域での交流と支援づくり

災害発生時、障害者やその家族などの安否を確認し、迅速かつ安全に避難誘導するためには、日ごろから地域の人たちとの交流を促進し、協力して手助けをする体制を作つておくことが必要です。

### ■災害から身を守るための第一歩として 避難行動要支援者台帳に登録しましょう

高齢者や障害者などで、大規模な災害が発生した時に、一人では避難が難しい方の安全を守るために、自治会や近隣住民のみなさまの協力を得て次のようなお手伝いをします。

- ・市では「避難行動要支援者避難支援プラン」を作成しました。このプランには支援をする基本的な方法が定められています。
- ・支援を行うには、「登録申請」が必要です。
- ・自治会・自治防災組織では、災害時に備えて登録された方一人ひとりの身体の状況に応じた支援方法を検討・準備します。

※ プランでは、次の方々を災害時に支援が必要と思われる方と位置づけています。

- ① 一人暮らしの高齢者
- ② 要介護認定を受けている方のうち避難支援が必要と思われる方
- ③ 障害者手帳をお持ちの方のうち避難支援が必要と思われる下記の方
  - ・ 1種の身体障害者手帳をお持ちの方
  - ・ 療育手帳Aをお持ちの方
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

### ■障害者が自らできること

#### ○地域の人との積極的なコミュニケーション

- ・日ごろからとなり近所や地域の人たちとあいさつを交わすなど、自分から積極的に声をかけ、どのようなことを必要としているのか理解してもらう。
- ・災害が発生したときにまわりの状況を教えてもらったり、避難時の手助けをもらうよう日ごろから地域の人にお願いする。
- ・消防、病院、行政、手助けをお願いする人などの連絡先（電話番号、FAX番号など）を確認しておく。

#### ○防災訓練への参加

- ・防災訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておく。
- ・地域住民といっしょに参加することにより、災害時にどのような手助けを必要としているのか理解してもらう。

## 15 その他

## (1) NTT電話番号案内料金の無料取り扱い

- ・視覚障害の手帳をお持ちの方は、NTT（日本電信電話株式会社）の電話番号案内（104）について無料となります。なお、事前にNTT支店または営業所に確認してください。
- ・窓口 NTT フリーダイヤル 0120-104174

## (2) 市公共施設利用の割引

市内の公共施設の入館料等が手帳の提示により割引になります。

施設により、障害者1人につき介助者1人も無料になる施設があります。

### ○無料になる施設

フォッサマグナミュージアム、歴史民俗資料館、長者ヶ原考古館、相馬御風宅  
木地屋の里、翡翠園、玉翠園、谷村美術館

### ○割引になる施設

健康づくりセンターはぴねす

### ○窓口 各施設

## (3) 緊急通報装置の貸与

一人暮らし等の在宅重度身体障害者の急病や災害等における迅速な対応のため、緊急通報装置の貸与を行います。

### ○対象者

在宅で一人暮らしまだ65歳以上の介護者と2人で暮らしている障害者で、身体障害者手帳1級、2級を所持している人

## (4) 屋根雪除雪等費用助成事業

労力的かつ金銭的に自力での除雪等が困難な世帯が屋根雪等除排雪、雪踏みを実施した際、その経費の一部を助成します。

### ○対象者

身体障害者手帳2級以上の障害を有する方がいる世帯

\*対象となる世帯には要件があります。事前に福祉事務所へご相談ください。

## (5) ヘルプカード

障害などでお困りの方が、まわりに支援を求めるための「ヘルプカード」を作成しました。

あらかじめカードに配慮して欲しいことやお願いしたいことなどを記入して、いざという時に提示することで「支援が必要な人」と「手助けする人」をつなぎます。

### ○対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の所持者、難病患者、その他必要とする方

### ○配布場所

糸魚川福祉事務所、能生事務所、青海事務所、糸魚川社会福祉協議会、糸魚川市こころの総合ケアセンター

①糸魚川市身体障害者会 会長 斎木房子

活動目的

身体に障害のある者が、お互いに助け合いながらすんでその障害を克服し、また、社会参加を図り日常生活や社会生活の向上を図る。

連絡先

552-7700（糸魚川市社会福祉協議会内）

②糸魚川視覚障害者友の会（さざんかの会）

活動目的

定期的に研修会や交流会を開催し、会員相互の親睦を図るとともに、視覚障害者が社会参加するための環境改善に取り組んでいます。

連絡先

福祉事務所へお問い合わせください。

③いとよ朗読奉仕会

活動目的

視覚障害者に対して、社会参加に必要な情報等を録音テープに吹き込み、提供して福祉の向上を図る。

連絡先

福祉事務所へお問い合わせください。

④点訳友の会

活動目的

墨字の文章を点字にする点訳を普及させるため、点訳者の育成と視覚障害者への情報提供を目的とする。

連絡先

福祉事務所へお問い合わせください。

## 17 主な問合先

・糸魚川市福祉事務所	糸魚川市一の宮 1-2-5	552-1511
・糸魚川市能生事務所	糸魚川市大字能生 1941-2	566-3111
・糸魚川市青海事務所	糸魚川市大字青海 4648-11	562-2260
・糸魚川市社会福祉協議会	糸魚川市寺町 4-3-1	552-7700
・糸魚川市能生地区社会福祉協議会	糸魚川市大字能生 1941-2	561-4153
・糸魚川市青海地区社会福祉協議会	糸魚川市大字田海 605	562-1212
・糸魚川地域振興局（地域保健課）	糸魚川市南押上 1-15-1	553-1933
		553-1936
・糸魚川警察署	糸魚川市寺島 2-6-1	552-0110
・糸魚川税務署	糸魚川市東寺町 1-3-40	552-0381
・上越年金事務所	上越市西城町 3-11-19	025-524-4115